

(別添1)

## 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成19年度）

法人名	林業・木材製造業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害防止団体系	(平成元年7月18日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	労働災害防止団体系に基づき、林業及び木材製造業について労働災害防止規程の制定、労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行う。 また、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主団体が行う労働災害防止活動を促進する。				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	人	1 人	人	2 4 人
	非常勤	1 人	5 9 人	3 人	1 人
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	18年度比 又は 18年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	15.8億円	15.8億円	0円	① 補助事業の段階的廃止 各事業を見直し、効率的な補助金の運用を図った。  ② 自主事業による自己収入の拡大等 自主事業による収入増加に向け積極的な取組みを行った。  ③ その他
	補助金等収入額 (①)	2.8億円	3億円	△0.2億円	
	事業による自己収入額 (②)	13億円	12.8億円	0.2億円	
	①/②×100 (%)	21.5%	23.4%	91.9%	
	経常的運営費用 (③)	15.8億円	15.8億円	0円	
	①/③×100 (%)	17.7%	19.0%	93.2%	
(2),(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) (理 由)		

	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理 由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内 容) 該当なし		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有 ・ ②	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有 ・ 無
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
			(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有 ・ 無	収支状況のインターネットでの公表	有 ・ 無
	対価を伴う自主事業の有無	① ・ 無	法人における純利益額	△ 872,641 円
(5) 検査等の事務・事業	法 令 等 に 基 づ く 検 査 等 の 基 準 の 内 容			規 定 方 法
	該当なし			

(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有 ・ 無	法人の外注金額	円		
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内 容)				
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有)・無 (内 容)	文書規程、会計規程により公正性を担保している。また契約についても競争入札を原則とし、随意契約については規程で上限額を定めている。			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	(有)・無 (内 容)	労働災害防止労働災害防止団体系第56条第2項及び職員就業規則第5条（禁止行為）の定めによる。			
3. 機関	役員選任規程の有無	(有) ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
(1) 役員(除監査役員)	役員の定数	60人以上70人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	10人		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	役員は定款に基づいて総会等において選任し、又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。				
	役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無	(有) ・ 無	規定の内容	65歳		
		役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職
	会 長	○庄 司 橙太郎	平成18年 6月 5日	全国木材組合連合会会長		非常勤
	副会長	○國 井 常 夫	平成18年 6月30日	全国森林組合連合会会長		〃
	〃	○合 原 眞知子	平成18年 6月 5日	日本林業経営者協会副会長		〃
	専務理事	○木 村 富美雄	平成18年 9月 2日	(独)高齢・障害者雇用支援機構理事	(財)勤労者福祉施設協会 理事長	常 勤
	常任理事	○田 邊 征 嗣	平成15年 6月 2日	(財)労災ケアセンター総務部長	群馬労働局長	非常勤
	〃	○西 野 孝	平成19年 4月 1日	北海道森林管理局調査官		〃

常任理事	○岩田茂樹	平成16年	6月3日	北海道森林管理局次長		非常勤
〃	○石島隆清	平成18年	6月30日	全森連専務理事	(財)林業土木コンサルタンツ副理事長	〃
〃	○後藤川一郎	平成12年	5月12日	全木連副会長		〃
〃	○中川明潔	平成14年	7月30日	日本林業協会専務理事	勤労者退職金機構理事	〃
〃	○絹上河田	平成13年	11月14日	日本林業経営者協会専務理事		〃
〃	○原田博	平成18年	6月5日	日本製紙連合会専務理事	林野庁森林技術総合研修所長	〃
〃	○佐々木巖	平成5年	6月3日	全国チップ連専務理事		〃
〃	○林正博	平成15年	5月22日	全国素材協専務理事		〃
〃	○岡野正利	平成17年	5月30日	林災防 北海道支部長		〃
〃	○吉条良辰	平成18年	6月5日	〃 岩手県支部長		〃
〃	○向河原辰一	平成16年	6月19日	〃 東京都支部長		〃
〃	○遠藤山一	平成10年	5月30日	〃 石川県支部長		〃
〃	○中山弘	平成15年	5月30日	〃 岐阜県支部長		〃
〃	○山谷根恒	平成17年	5月27日	〃 静岡県支部長		〃
〃	○大石駿四郎	平成19年	4月1日	〃 和歌山県支部長		〃
〃	○駒井義夫	平成16年	6月25日	〃 広島県支部長		〃
〃	○高橋義國	平成13年	6月7日	〃 徳島県支部長		〃
〃	○土田和一	平成14年	5月29日	〃 熊本県支部長		〃
〃	○小松吉昭	昭和59年	6月1日	林災防 青森県支部長		〃
〃	○打越武夫	平成19年	7月17日	〃 宮城県支部長		〃
〃	○山南純一	平成16年	5月28日	〃 秋田県支部長		〃
〃	○坂東正一	平成16年	5月20日	〃 山形県支部長		〃
〃	○大沢千丈	平成12年	9月22日	〃 福島県支部長		〃
〃	○落合方富	平成16年	7月17日	〃 茨城県支部長		〃
〃	○諏内藤保	平成18年	6月5日	〃 栃木県支部長		〃
〃	○久保田新武	平成18年	7月20日	〃 群馬県支部長		〃
〃	○細齋藤地	平成17年	6月17日	〃 埼玉県支部長		〃
〃	○上辻宏林	平成17年	6月24日	〃 千葉県支部長		〃
〃	○野瀬宇一	平成19年	6月5日	〃 神奈川県支部長		〃
〃	○田中本村	平成13年	5月22日	〃 新潟県支部長		〃
〃	○橋野昌昭	平成5年	6月3日	〃 富山県支部長		〃
〃	○下西田	平成15年	6月19日	〃 福井県支部長		〃
〃	○前山彦	平成18年	6月5日	〃 山梨県支部長		〃
〃	○山本潤	平成16年	6月18日	〃 長野県支部長		〃
		平成18年	6月5日	〃 愛知県支部長		〃
		平成14年	5月28日	〃 三重県支部長		〃
		平成18年	6月5日	〃 滋賀県支部長		〃
		平成16年	7月9日	〃 京都府支部長		〃
		平成16年	6月25日	〃 大阪府支部長		〃
		平成16年	7月23日	〃 兵庫県支部長		〃
		平成19年	5月25日	〃 奈良県支部長		〃
		平成17年	11月24日	〃 鳥取県支部長		〃
		平成13年	5月29日	〃 島根県支部長		〃

理事	○田中 信行 ○酒中 三男 ○樋口 浩良 ○俊成 薫 ○江口 俊和 ○角賀 富憲 ○古賀 夫 ○増山 忠 ○岩崎 泰 ○横田 欽一 ○佐々木 幸 ○久高 久晃	平成19年 6月 5日 平成15年 5月20日 平成12年 7月 6日 平成11年 5月28日 平成16年 6月 3日 平成17年 6月24日 平成 9年 6月 1日 平成17年 5月24日 平成18年 7月21日 平成16年 8月26日 平成18年 6月 5日 平成12年 8月19日	林災防 岡山県支部長 山口県支部長 香川県支部長 愛媛県支部長 高知県支部長 福岡県支部長 佐賀県支部長 長崎県支部長 大分県支部長 宮崎県支部長 鹿児島県支部長 沖縄県支部長	非常勤 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由			
役員報酬の支給基準の有無	④ ・ 無	一般への閲覧提供	④ ・ 無	インターネットによる公表	④ ・ 無
役員報酬の支給基準の内容		役員退職金の決定方法			
役員給与規程の定めによる。		役員退職金支給内規の定めによる。			
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
④ ・ 無	会長、副会長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない		出席した役員議決権の過半数で決する。		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	④ ・ 無	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的	役員は、定款に基づいて、総会等において選任し、又は解任するため、公正かつ			

な方法によって行われているか		自主的に選任している。			
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			
監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)
在任年齢に関する規定の有無		⑦・無	規定の内容		65歳
役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
監事 // //	○田宮和夫 ○大堀雅義 ○神山精二	平成15年7月1日 平成10年6月5日 平成8年6月6日	高齢者協会審議役 東京都木連常務理事 栃木県森連会長	政策調査部調査第二課長	非常勤 // //
監査役員報酬の支給基準の有無	⑦・無	一般への閲覧提供	⑦・無	インターネットによる公表の有無	⑦・無
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
役員給与規程の定めによる。			役員の退職金支給内規の定めによる。		
(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有無) 有 (内容) 会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。		(有無) 有 (内容) 出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、定款の変更等重要な事項は出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
有 定款において、書面をもって表決し、又は議決権を委任することにより、総会への出席と見なすことが定められている。					

(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
	毎年、総合評価委員会において、前年事業運営状況を報告し、事業運営に関する業務実績の評価を行う。		(有無) 有 (内容) 学識経験者の中から常任理事会に諮り会長が委嘱。	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有 ・ ②	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
	評議員選任規程の有無	① ・ 無	左の規程がない場合、その理由	
	評議員定数	6人以上9人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	3人
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	
	在任年齢に関する規定の有無	① ・ 無	規定の内容	65歳
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) (理由)			
評議員会規程	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件		
① ・ 無	過半数の出席	出席委員の過半数で決する。		
4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	有 ・ ②	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	特殊法人等会計基準
(1) 会計基準の適	余裕金(財産)の額及び具体的な	(余裕金の額)	5千8百万円	

用	運用方法	(運用方法) 預金		
(2) 余裕金の運用	長期借入金の有無	有 ・ ④	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ ④
	長期借入金の確実な返済計画の内容			
(3) 長期借入金	引当金・特別法上の引当金等の額			引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)
(4) 引当金・特別法上の引当金	1億1千7百万円		(有無) 有 (理由)	
	収支決算額	15.8億円	収支決算額が 50 億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有 ・ ④
(5) 公認会計士監査	公認会計士監査を実施していない場合、その理由		額が 50 億円に満たないため。	
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有 ・ ④	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ ④
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有 ・ ④	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	有 ・ ④
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が 20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が 2/3 以上となっているもの
	名称			
	所在地			
	資本金			
	事業内容			
	役員の状況			
	従業員数			

	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	定款	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	組合員等名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	貸借対照表	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	監事の意見書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業計画書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	収支予算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有 ・ 無		有 ・ 無	

る公表

役員名簿	① . 無		① . 無	
組合員等名簿	① . 無		① . 無	
事業報告書・附属説明書類	① . 無		① . 無	
損益計算書又は収支計算書	① . 無		① . 無	
貸借対照表	① . 無		① . 無	
法律上作成が義務付けられている 財産目録及び決算報告書	① . 無		① . 無	
監事の意見書	① . 無		① . 無	
事業計画書	① . 無		① . 無	
収支予算書	① . 無		① . 無	
	所管官庁における所管 法人に関する事項のイ ンターネットによる公 表の有無	公表していない場 合その理由	所管法人のホーム ページへの簡便な アクセスを可能と する措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場 合も含む)
名称	① . 無		① . 無	
所管する部局（担当局担当課等） の名称	① . 無		① . 無	
主たる事務所の所在地及び電話番号	① . 無		① . 無	
設立年月日	① . 無		① . 無	

	代表者の職名及び氏名	⑦	・	無		⑦	・	無
	主な目的及び事業	⑦	・	無		⑦	・	無
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料	⑦	・	無				
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有	・	無		該当なし		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	⑦	・	無				
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	⑦	・	無				
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役 職 名</li> <li>・ 氏 名</li> <li>・ 就任年月日</li> <li>・ 経 歴</li> </ul>							
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有	・	無		該当なし		
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由						
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	⑦	・	無	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導		
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	⑦	・	無				

(1) 指導監督の実績等	基準 7 (1) のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその内容				
	基準 7 (1) のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有 ・ 無					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	① ・ 無	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	① ・ 無	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	① ・ 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有 ・ ②	所要の措置の結果の公表の有無	有 ・ ②
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	① ・ 無		有 ・ ②		
法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継		有 ・ 無	有 ・ 無				

続の必要性				
法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の 簡素化、事業者による自 己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無	
その他	有 ・ 無		有 ・ 無	
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）				